平成２１年（フ）第１０５３号
高知市桜井町２丁目７番32―407号
債務者　宮本　　歩
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５５号
高知県香南市吉川町吉原202番地
債務者　松田　廣美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５６号
高知県香南市赤岡町５番地９
債務者　小野小代子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５８号
高知市北竹島町29番地１　市住２―210、住民票上の住所高知市一宮中町３丁目15番12―４号　嶋崎方
債務者　筒井　壽子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
高知市大津乙389番地12
債務者　福岡　路子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
高知市みづき２丁目307番地　有澤方
債務者　山﨑　優佳
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８４号
高知市横内144番地88
債務者　前田　美和
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８８号
高知市一宮しなね２丁目２番10―４号
債務者　多田　天世
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２３号
福岡県飯塚市佐與2546番地３
債務者　辻　　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県直方市大字下境3910番地46、前住所福岡県直方市大字下境3910番地240
債務者　辻　　三憲
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１５６号
福岡県宮若市金丸318番地、前住所福岡県宮若市稲光750番地１
債務者　塩川　**滿**子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３３１号
北九州市八幡西区香月中央１丁目８番17号
債務者　髙巣　和義
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３２号
北九州市八幡西区香月中央１丁目８番17号
債務者　髙巣砂夜子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７８号
北九州市小倉南区若園３丁目17番５―101号
債務者　大西　初音
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４号
北九州市小倉北区愛宕１丁目３番３―402号
債務者　廣田　泰直
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４４２号
佐賀県神埼市神埼町姉川1138番地
債務者　宮地　正利
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
佐賀県神埼市千代田町境原830番地20
債務者　河野　絵理
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
佐賀県佐賀市多布施１丁目12番10号
債務者　大島るみ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係